

岐阜県公報

第二千五百五号
平成二十一年十二月八日

(火曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 七六九
- 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (地域福祉国保課) 七六九
- 指定介護機関の廃止の届出 (同) 七七三
- 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 七七四
- 道路の供用開始 (道路維持課) 七七五

公示

- 人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告 (総務事務センター) 七七五
- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七七六
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 七七七

告示

岐阜県告示第六百五十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

1 禁行

種別	題名	発行者
映画	新演劇 響弦で眠る人	響弦社 映画
	密着・武器川段落め	響弦社 映画
	兼父並枝 半熟乳むせぼる	オーピー映画

2 指定年月日

平成21年12月8日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保

護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるも

のとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社 悠	土岐市泉町定林寺七三六一	短期入所生活介護	ショートステイつくし	土岐市泉町定林寺七三六一	平成二一・四・一
株式会社 悠	土岐市泉町定林寺七三六一	介護予防短期入所生活介護	ショートステイつくし	土岐市泉町定林寺七三六一	同
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七〇三	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームかなやまサニラウンド	下呂市金山町金山九七三七	同
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七〇三	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームあさざりサニラウンド	下呂市萩原町羽根二七〇三	同
社会福祉法人下呂福祉会	下呂市萩原町羽根二七〇三	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームあさざりサニラウンド	下呂市萩原町羽根二七〇三	同
株式会社 プラス	各務原市蘇原中央町三一八二	小規模多機能型居宅介護	あかりの家（川島苑）	各務原市川島松倉町一四三五	同
株式会社 プラス	各務原市蘇原中央町三一八二	介護予防小規模多機能型居宅介護	あかりの家（川島苑）	各務原市川島松倉町一四三五	同
医療法人のぞみ	三重県津市柳山津興三三〇六	居宅介護支援事業	さくらケアサービスおおの	揖斐郡大野町大字大野字大野七五三一四一	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六二二	認知症対応型通所介護	デイサービスセンターあんき	関市洞戸通元寺二六一	同
社会福祉法人三輪会	岐阜市三輪七七六二二	介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンターあんき	関市洞戸通元寺二六一	同

医療法人社団崇仁会	養老郡養老町船附一三 四四	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーション天の 星	養老郡養老町船附一三 四三	同
社会福祉法人郡上市社会福祉協議会	郡上市八幡町中坪二二 六一	通所介護	おなびデイサービスセンタ I	郡上市八幡町小那比六 二七〇二	同
社会福祉法人郡上市社会福祉協議会	郡上市八幡町中坪二二 六一	介護予防 通所介護	おなびデイサービスセンタ I	郡上市八幡町小那比六 二七〇二	同
東濃STS株式会社	多治見市前畑町五一 一七	訪問介護	東濃STS株式会社	多治見市前畑町五一 一七	同
東濃STS株式会社	多治見市前畑町五一 一七	訪問介護	東濃STS株式会社	多治見市前畑町五一 一七	同
医療法人社団東山会	大垣市長松町一一九	居宅療養 管理指導	ピバ・スマイル歯科	大垣市長松町一一九	平成二一・五・一
医療法人社団東山会	大垣市長松町一一九	介護予防 居宅療養 管理指導	ピバ・スマイル歯科	大垣市長松町一一九	同
有限会社アームズ	中津川市蛭川五七三三 二二七	訪問看護	訪問看護ステーションほつ と	中津川市蛭川五七三三 二二七	同
有限会社アームズ	中津川市蛭川五七三三 二二七	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーションほつ と	中津川市蛭川五七三三 二二七	同
有限会社エスエー	瑞浪市釜戸町五〇三三 一六	居宅療養 管理指導	ささゆり薬局松坂店	多治見市松坂町一 五	同
有限会社エスエー	瑞浪市釜戸町五〇三三 一六	介護予防 居宅療養 管理指導	ささゆり薬局松坂店	多治見市松坂町一 五	同
株式会社さくら	本巢市政田二四六七	居宅療養 管理指導	みやび調剤薬局	本巢市三橋三 九一	同
株式会社さくら	本巢市政田二四六七	介護予防 居宅療養 管理指導	みやび調剤薬局	本巢市三橋三 九一	同
医療法人せせらぎ	本巢市三橋三八五	訪問看護	やま皮膚科	本巢市三橋三八五	同
医療法人せせらぎ	本巢市三橋三八五	介護予防 訪問看護	やま皮膚科	本巢市三橋三八五	同
医療法人せせらぎ	本巢市三橋三八五	居宅療養 管理指導	やま皮膚科	本巢市三橋三八五	同

下呂市長

下呂市森九六〇

介護予防
短期入所
生活介護

特別養護老人ホーム
やまサニールアンド
かな

下呂市金山町金山九七
三七七

同

有限会社アームズ

恵那市東野一四一三
三

訪問看護

訪問看護ステーション
ほつと

恵那市東野一四一三
三

同

株式会社ニチイケア岐阜

東京都港区六本木六
一〇一

訪問介護

ニチイケアセンター墨俣

大垣市墨俣町墨俣四五
二一

平成二一・四・三〇

株式会社ニチイケア岐阜

東京都港区六本木六
一〇一

介護予防
訪問介護

ニチイケアセンター墨俣

大垣市墨俣町墨俣四五
二一

同

中津川市社会福祉協議会

中津川市かやの木町二
五

訪問介護

加子母訪問介護センター

中津川市加子母三四二
七一

同

社会福祉法人中津川市社会福祉協議会

中津川市かやの木町二
五

介護予防
訪問介護

加子母訪問介護センター

中津川市加子母三四二
七一

同

今尾恒裕

各務原市新加納町
二二二六

訪問看護

今尾医院

各務原市新加納町
二二二六

平成二一・五・七

今尾恒裕

各務原市新加納町
二二二六

居宅療養
管理指導

今尾医院

各務原市新加納町
二二二六

同

今尾恒裕

各務原市新加納町
二二二六

介護予防
訪問看護

今尾医院

各務原市新加納町
二二二六

同

今尾恒裕

各務原市新加納町
二二二六

介護予防
居宅療養
管理指導

今尾医院

各務原市新加納町
二二二六

同

岐阜県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所の所在地

変更年月日

社会福祉法人浩仁会

揖斐郡大野町南方石ノ上三五六一

訪問介護

訪問介護ステーションまほろば

旧 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六一

平成二一・四・一

新 揖斐郡大野町野四七九一

社会福祉法人浩仁会
揖斐郡大野町南方ノ
上三五六一

介護予防
訪問介護
訪問介護ステーションまほろば

新 揖斐郡大野町野四七九一
旧 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六一

揖斐広域連合
揖斐郡揖斐川町上南方
一

尚和園居宅介護支援事業所
新
揖斐川町在宅介護支援センター

揖斐郡揖斐川町清水七七番地

揖斐広域連合
揖斐郡揖斐川町上南方
一

新 揖斐川デイサービスセンター
旧 揖斐川町デイサービスセンター

揖斐郡揖斐川町清水七七番地

岐阜県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の又は告示年月日ほか）
美濃戸線	美濃市前野一〇四四番一地先から同市同 一〇四三番一地先まで		一五・八	平成三〇・三・一八	平成三〇・九・一五

- 1 調達役務の名称及び数量 人事給与システム運用業務及び機器更新・維持管理業務委託 一式
- 2 意見の提出方法等
 - (1) 提出期限 平成21年12月22日（火）午後5時15分（郵送の場合は必着のこと。）
 - (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南2丁目1番1号
岐阜県総務部総務事務センター 給与支給担当
電話 058 272 1111（内線2325）
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成21年12月8日(火)から平成21年12月22日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 2の②に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部署 2の②に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment*: Operation, maintenance and replacement of equipment for the personnel affairs and salary system

(2) Date, time and place for the distribution of materials for comment:

Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 8 December 2009 through

22 December 2009 (excluding weekends and national holidays) at the

Payroll Management Section, General Affairs Administration and

Finance Office, Department of General Affairs, Gifu Prefectural

Government (see (4) below).

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment: 5:15 p.m., 22 December 2009.

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15

p.m., 22 December 2009.)

(4) For further information, please contact:

Payroll Management Section, General Affairs Administration and

Finance Office, Department of General Affairs, Gifu Prefectural

Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 2325

*Bids and tenders may or may not be called for depending on the opinions and comments received.

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本社会教育リサーチ協会

三 代表者の氏名 高村 直人

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納上本町四丁目二六番地 大忠ビル二

五 定款に記載された目的

C この法人は、少子高齢化対策の一環として子育て、介

護などに関する教育、交流、相談、情報提供を行い、

高齢者や子育てがある家庭にとってより快適な生活環境

造りに貢献を図ることを目的とする。

また子供の健全育成活動を通じて、若い世代の国民の

社会活動・政治活動に対する興味を喚起し、選挙に対す

る関心度の向上や社会教育の推進に貢献を図ることを目

的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育て支援センター 童思館

三 代表者の氏名 川嶋 良秋

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市川合東野二七九二番地一〇一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域におけるすべての子ども達、特に障

がいのある子ども達とその家族に対して、養育や療育、

教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行

い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある子ども達がすべての子ども達や市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人マザーメディカルプロジェクト
- 三 代表者の氏名 藤田 さゆり
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣郡北方町加茂四〇七番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、女性及び子どもに対して、健康及び生活の向上に関する事業を行い、健全な地域生活の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十一年十一月二十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 ユニール株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 アピタ岐阜店
- 四 岐阜市加納神明町六丁目一番地 外
変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 二〇箇所
(変更後) 二十四箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十一年十一月二十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 ユニール株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 アピタ岐阜店

四 岐阜市加納神明町六丁目一番地 外
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) あずみ株式会社 代表取締役 南本権次郎 外二十三者
(変更後) あずみ株式会社 代表取締役 丸山雅史 外二十五者

平成二十一年十二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社